

## 青梅市における特定事業所集中減算の「正当な理由」の判断 基準

### 1 目的

この基準は、居宅介護支援費における特定事業所集中減算の適用の可否について、地域的な事情等も含め諸般の事情を総合的に勘案し、市町村長において適正な判断を図ることを目的とする。

### 2 正当な理由

(1) 居宅介護支援事業所が所在する日常生活圏域において、サービス種別ごとの事業所数が当該判定期間の初日現在で5事業所未満である場合

ア 日常生活圏域とは、介護保険法第117条第2項第1号の規定により区市町村が介護保険事業計画において定める区域をいう。

イ 訪問看護、訪問リハビリテーションおよび通所リハビリテーションの事業所数については、健康保険法の保険医療機関・保険薬局に指定された医療機関・薬局が、介護保険法の指定をされたものとみなされた数を除く。

(2) 居宅介護支援事業所が特別地域居宅介護支援加算の対象となる場合  
ア 東京都における特別地域

(ア) 大島町、利島村、新島村、神津島村、三宅村、御蔵島村、八丈町、青ヶ島村および小笠原村（離島振興法第2条第1項の規定により指定された離島振興対策実施地域。小笠原諸島振興開発特別措置法による小笠原村）

(イ) 檜原村及び奥多摩町（山村振興法第7条第1項により指定された振興山村）

(3) 判定期間の1月当たりの平均居宅サービス計画件数が20件以下である場合

(4) 判定期間の1月当たりの居宅サービス計画のうち、それぞれのサービスが位置付けられた居宅サービス計画の件数が1月当たり平均10件以下の場合

(5) 東京都福祉サービス第三者評価を受審して公表に同意した場合

ア 対象となる事業所は、居宅介護支援事業所からの紹介率が80%を超えた法人のサービス事業所で、居宅サービス計画に最も多く位置

付けられた事業所とする。

イ 東京都福祉サービス第三者評価の有効期間は、評価実施期間最終日（福祉サービス第三者評価結果報告書における事業者の同意日）を起算日とし、起算日が属する判定期間から6期分とする。

ウ 評価結果が次の条件を満たす場合に限る。

(ア) 「標準の評価」を選択した事業者は、別表の1の欄に掲げる評価結果であること。

(イ) 「利用者調査とサービス項目を中心とした評価」を選択した事業者は、別表の1および2の欄に掲げる評価結果であること。

(6) 判定期間中に休止・廃止をした場合

ア 休止について、当該判定期間中に暦月で1月以上の期間休止した場合に限り、当該判定期間中に再開した場合は除く。

### 3 実施期日

この基準は、平成31年4月1日から実施する。

別表（平成31年度）

対象項目 対象事業所	1		2	
	サービス項目 (6-1~6)		利用者保護に関する項目	
	評価 項目数	評価	評価 項目数	評価
訪問介護	15	全ての評価項目で「標準項目をすべて満たしている状態」	3	全ての評価項目で「標準項目をすべて満たしている状態」
通所介護	18 (注1)	全ての評価項目で「標準項目をすべて満たしている状態」	3	全ての評価項目で「標準項目をすべて満たしている状態」
地域密着型 通所介護	17 (注1)	全ての評価項目で「標準項目をすべて満たしている状態」	3	全ての評価項目で「標準項目をすべて満たしている状態」
福祉用具貸与	14	全ての評価項目で「標準項目をすべて満たしている状態」	3	全ての評価項目で「標準項目をすべて満たしている状態」

(注1) 食事の提供を行っていない事業所および入浴介助体制がない事業所については、これらを除いた項目とする。